

高等学校 DX 加速化推進事業 地域課題探究活動支援事業
公募型プロポーザル募集要領

令和 7 年 7 月 1 日 福島県立須賀川桐陽高等学校

福島県立須賀川桐陽高等学校（以下「学校」という。）が実施する「高等学校 DX 加速化推進事業 地域課題探究活動支援事業」（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、この公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

1 プロポーザル対象業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「高等学校 DX 加速化推進事業 地域課題探究活動支援業務」一式

(2) 業務の仕様等

業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで

(4) 委託契約額の上限

2, 112 千円（消費税及び地方消費税を含む）。

2 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県立須賀川桐陽高等学校事務室（担当：主幹兼事務長 渡辺）

所在地 〒962-0012 福島県須賀川市陣場町 128 番地

電話番号 0248-75-2151（直通）

電子メールアドレス sukagawatoyo.h@pref.fukushima.lg.jp

3 参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生

手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）

が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。

- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

- (7) 令和4年4月1日から令和7年3月31日の期間において、教育機関にサービスを提供した実績があること。

4 プロポーザルに係る書類の交付

福島県立須賀川桐陽高等学校（以下「学校」という。）のホームページ

(<https://sukagawatoyo-h.fcs.ed.jp/>) からダウンロードすること。

5 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問がある場合は、募集要領等に関する質問書（様式1）を次のとおり提出するものとする。

- (1) 受付期間

令和7年7月4日（金）16時まで（必着）

- (2) 提出方法

電子メールにより学校アドレス (sukagawatoyo.h@pref.fukushima.lg.jp) 宛に送付すること。電子メールの件名は「【問】地域課題探究活動支援業務」とし、質問書を送付した旨を電話により連絡すること。なお、電話による質問には応じない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は令和7年7月8日（火）までに学校のホームページに掲載する。なお、質問者名は公表しない。

6 公募型プロポーザル参加申込書提出及び参加資格審査

プロポーザル参加者は、地域課題探究活動支援事業公募型プロポーザル参加申込書（様式2-1）、事業者の概要（様式3）、業務実績書（様式4）を次のように提出するものとする。なお、事業者の概要（様式3）は事業者の業務内容や最寄りの支店、営業所等の組織を表すものであって、既存資料（会社パンフレット等）で必要記載項目が網羅されているものであれば、指定様式に代えて提出することができるものとする。

(1) 提出方法

学校（担当宛）に持参又は郵送で提出すること。郵送の場合、封筒に「プロポーザル参加申込書在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて指定の日時までに学校に到達するように送付すること。

(2) 提出期限

令和7年7月14日（月）16時まで（必着）

(3) 留意事項

提出期限まで公募型プロポーザル参加申込書等を提出しなかった者は、以降のプロポーザル手続きに参加できないものとする。

(4) 参加資格審査

プロポーザル参加申込者の参加資格要件の適否を確認後、その結果を参加資格確認通知書（様式6）により通知するものとする。

7 企画提案書等の提出

公募型プロポーザル参加申込書等を提出した者は、次の（2）に定める提出書類（以下「企画提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限及び提出方法

令和7年7月17日（木）16時までに学校へ提出すること。郵送の場合、封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて指定の日時までに学校に到達するように送付すること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

- ・ 表紙には、高等学校DX加速化推進事業 地域課題探究活動支援業務企画提案書（様式5-1）を使用し、その他の様式は任意とする。
- ・ 規格及び量は、A4判15ページ以内（表紙、目次を除く。）とする。
- ・ ページ番号は目次を除いて通し番号とし各ページの下部中央に記載すること。

- ・ 企画提案書の内容 別添「高等学校 DX 加速化推進事業 地域課題探究活動支援業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「4 業務内容」に示す項目ごとに整理、記載するとともに、本業務に対する基本的な取組方針、実施内容、スケジュールなど、提案する内容とそれに付随する事項を全て盛り込んで作成すること。特に、次の①～④の内容は具体的に記載すること。

① 地域課題探究活動におけるデータサイエンスの具体的な活用方法〔仕様書 4 (1)ア関係〕

- ・ 生徒及び教職員による具体的な活用方法について

② 実施プログラムの内容、実施スケジュール、データ・ワークシート等の教材〔仕様書 4 (1)イ関係〕

- ・ プログラムの特長について
- ・ 実施工程、実施環境(教室、PC 教室等)、実施可能人数等について
- ・ 教材について

③ 学校教職員に対する事前レクチャー〔仕様書 4 (1)ウ関係〕

- ・ 実施時期、実施内容について
- ・ レクチャー後のアフターフォローについて

④ アンケート調査の実施及び集計〔仕様書 4 (2) 関係〕

イ 本業務総括責任者(様式 5-2)

ウ 受託後の執行体制図(様式 5-3)

配置人員の業務分担が分かるよう具体的に記載すること。

エ 直近 1 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(写し)

オ 定款の写しまたは履歴事項全部証明書の写し

カ 経費積算内訳書(様式 5-4)

委託契約額の上限(項番 1 (4) 参照)の範囲内で見積もること。

(3) 提出部数

正本 1 部、副本(写し) 4 部 ※すべて A 4 判

(4) 留意事項

企画提案書等は参加申込者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

8 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 公募型プロポーザル参加申込書等を提出しなかった者又は公募型プロポーザル参加申込書等に虚偽の記載を行った者による提案

- ウ 項番 1 (4)に示す委託契約額の上限額を超える提案
- エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- カ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

9 委託候補者の決定方法について

(1) プロポーザルの提案審査

プロポーザルの提案審査は、別途設置する「公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

(2) 委託候補者の決定

審査会は、以下の選定方法により委託候補者及び次点者を選定する。

ア 審査方法

企画提案書等の提出書類をもとに書面審査を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。ヒアリングを実施する場合、提案者には別途通知する。

イ 評価基準

評価項目	評価基準	配点
全般	・適正かつ迅速な業務執行が期待できるか。	10
実施体制	・提案内容を確実に履行できる体制となっているか。 ・本事業に類似する事業の実績を有し、その経験やノウハウを本事業に活かせるか。 ・業務遂行能力を有しているか。	20
業務理解	・本事業の目的や業務内容を理解した内容となっているか。 ・意欲的な提案となっているか。	20
企画性	・提案された実施内容については、対象者（生徒、教職員等）に対して、魅力的・効果的なものとなっているか。 ・提案されたスケジュールは、具体的で実現性の高いものとなっているか。	40
経費積算内訳	・積算単価や数量は妥当性があるか。 ・提案内容と整合性はあるか。	10
	合計	100

(3) プロポーザル参加者への審査結果の通知

学校は、委託候補者及び次点者を決定した後、各プロポーザル参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するものとする。なお、提案した内容等をすべて実施可能と決定したものではないことに注意すること。

1 0 プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて 公募型プロポーザル参加申込書等を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、地域課題探究活動支援事業公募型プロポーザル参加辞退届（様式 2－2）を学校に持参又は郵送の方法により提出すること。

1 1 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 学校は福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本業務の業務委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、学校と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする

(2) 契約保証金について

上記 3「プロポーザル参加者の資格要件」を満たし、審査により決定した委託候補者が、福島県財務規則第 229 条第 1 項の規定いずれかを満たす場合、契約保証金の納付を免除する。

1 2 公正なプロポーザルの確保について

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、委託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1 3 その他

(1) プロポーザルへの参加に要する経費は全てプロポーザル参加者が負担するものと

する。

- (2) プロポーザル参加者が学校に提出した書類は返却しない。

1 4 スケジュール

項目	日程（年月日・曜日）
(1) 公告	令和7年7月1日 火
(2) 質問書の提出受付期限	令和7年7月4日 金
(3) 質問書に対する回答予定日	令和7年7月8日 火
(4) プロポーザル参加申込書等受付期限	令和7年7月14日 月
(5) 企画提案書等の提出受付期限	令和7年7月17日 木
(6) 書面審査・結果の通知	令和7年7月25日 金 予定
(7) ヒアリングによる審査会	必要に応じて実施 7月下旬～8月上旬予定
(8) 審査結果の通知	必要に応じて実施 (7)実施以降

※上記の内容はプロポーザルの実施状況により変更となる場合があります